

子ども・若者支援専門職 養成ガイドブック

— 共通基礎 — (sample改訂版)

本紙はサンプル版です。

2022年3月

子ども・若者支援専門職養成研究所 ■□■■■

も く じ

(収録内容)

はじめに…ガイドブックの編集目的と「子ども・若者支援の従事者の専門性」概説 -----

I 子ども・若者支援の課題把握 -----

- 1 子ども・若者支援をめぐる歴史・子どもの権利・法・文化・取組などの概要の理解
 - 2 子ども・若者支援の基礎概念(居場所、自尊感情、対話、自立)の理解
 - 3 子ども・若者支援をめぐる現代的課題の理解
 - 4 海外の動向を踏まえた、“第三の領域”としての子ども・若者支援の理解
 - 5 子ども・若者支援の福祉的側面の理解
- B-1 子ども・若者支援における医療的支援—発達小障害、精神疾患とその支援—

II 支援方法論の把握・活用 -----

- 1 子ども・若者と出会い、向き合う(居場所と対話・自尊感情に関する理解を踏まえた対応)
 - 2 集団・コミュニティ形成への支援—主体性を尊重する支援方法—
 - 3 リフレクションの展開、ケース記録などの作成・整理
- B-1 心理アセスメント、カウンセリング、心理療法(サイコセラピー)の技法
- B-2 困難を抱える若者に対する自立までの継続的な支援
- B-3 家族支援、ペアレント・トレーニング、オープンダイアローグ

III 社会性・寛容性・連携力 -----

- 1 関係者、支援者や学校などの機関との連携やネットワークの構築と活用
- 2 児童虐待の早期発見、ならびに児童相談所等の関係機関と連携した対応
- 3 事例検討会の実際
- 4 事例研究「NPO法人いまから」の実践に学ぶ

II-2 集団・コミュニティ形成への支援 — 主体性を尊重する支援方法 —

1 子ども・若者支援の方法について

(1) 子ども・若者の主体性を尊重する支援

子ども・若者の主体性を尊重する支援とはどうあるべきか。この問いの答えはそう簡単ではありません。子どもと大人との関係は、保護・被保護、養育・被養育、指導・被指導、評価・被評価など、大人が子どもを対象に働きかけるという固定的なタテの関係がほとんどであり、助け合うこと、学び合うこと、パートナーとして協力・協働することというヨコの関係は、家庭・学校・児童福祉施設・地域社会・社会教育関係団体の中で、自然発生的には生まれることは難しいのではないのでしょうか。

学校教育において、自由教育運動の中で生まれた児童中心主義的な実践の歴史的な蓄積があります。最近では、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間において主体的な学びに取り組む実践、学校運営において教員・児童生徒・保護者の3者協議会あるいは、地域住民を含めた4者協議会の実践などがあります。しかし、多くの場合は教師の設定した枠の中での主体性の尊重に留まっていること、教員と児童生徒との関係性をタテの関係から変えていくことは難しいことが指摘できるでしょう。フリースクール、オルタナティブスクールなどにおいては、サドベリー・バレー・スクールのように学習内容、学費の決定や職員の人事を含めた学校運営にも子どもたちが関わる実践もありますが、数として多いとはいえません。

したがって、子ども・若者の主体性を尊重し、豊かなヨコの関係性でつながる支援のあり方は、既存の教育・福祉の現場から学ぶことは難しく、意図的・目的的に、支援の目的・内容・方法を問い続ける中でそのあり方を確立していく必要があります。

さらに、子ども・若者は、一人ひとりが発達や性格、家庭環境、生い立ちなどの多様性を持っています。支援のあり方が、すべての子ども・若者に同じように有効であるわけではありません。子ども・若者としての共通性と多様性の両方を視点を持ち、支援の妥当性を探究する必要があります。

(2) 集団・コミュニティ形成を視野に入れた支援

子ども・若者の主体性を尊重し、豊かなヨコの関係性でつながる支援が、具体的な支援実践を検討する中で確立されるものだとすれば、そのためにどのような実践に取り組めばいいのでしょうか。基本的には、すべての実践に、「主体性の尊重」を理念として埋め込んでいくことが必要になりますが、それは具体的にはどのような取り組みになるのでしょうか。

ここでは、子ども・若者の個人を対象にした支援ではなく、集団・コミュニティ形成を視野に入れた支援について考えてみたいと思います。

ただし、子ども・若者支援において、集団・コミュニティ形成を目指す支援の必要性については、十分な合意が成立しているとはいええないかもしれません。戦後社会教育における青少年教育において、仲間づくり、サークルづくり、集団・団体のリーダー養成は重要な実践の目標・内容として位置付けられていましたが、青少年団体の組織化の行き詰まりを見せた1990年代以降、集団活動に関わる支援が事業の量・質ともに縮減しているように見えます。しかし、子ども・若者の集団化・組織化の困難さの基底にある地域社会における住民を結ぶ関係性の弱体化や、「いじめ」問題に見られる子ども・若者の「友だち関係」「仲間関係」を作る困難さは、取り組みの困難さから放置してよいものではなく、子ども・若者の人格形成の課題として取り上げる必要があるのではないのでしょうか。

(3) 主体性を尊重する支援における基本的原則

集団・コミュニティ形成を視野に入れた子ども・若者支援において、とりわけ主体性の尊重に留意する支援を構想する上で基本的な原則を考えてみましょう。

まず、子ども・若者支援そのものが、子どもの権利、若者の基本的人権を基盤とすることは、その出発点となります。基本的人権が保障されていなければ、子ども・若者が安心して活動に取り組みません。

<子どもの権利条約の4つの一般原則>

- ①差別の禁止(2条)
- ②子どもの最善の利益(3条)
- ③生命・生存・発達の権利(6条)
- ④意見表明権(12条)

- ①子どもの権利・基本的人権を基盤とする
- ②とりわけ、参加する権利を尊重する
- ③意見表明権と発達に対する権利をつなぐ
- ④子ども・若者の関係性をつむぐ

中でも、子どもの権利条約における4つの一般原則の一つである「意見表明権」が重要です。子どもは、自分自身に影響を与えるすべての決定事項について意見を聴かれる権利を持っています。この条項は参加する権利の一部であり、参加する権利は、第12条(意見表明権)の他、第13条(表現の自由)、第14条(思想、良心、宗教の自由)、第15条(結社の自由)、第16条(プライバシー権)、第17条(適正な情報へのアクセス権)とあわせて定義されています。

意見表明権は、集団や社会に参加する権利の根幹にあたりますが、これが保障されるためには、集団や社会の側が意見を受けとめて尊重することが必要です。すなわち、一人ひとりの意見を大切に作る集団や社会を作ることが求められているのです。それは、他者とのコミュニケーションの権利であり、そのコミュニケーションを通して関係性が形成され、その関係性が発達の権利を支えることとなります。

主体性を尊重する支援とは、こうした集団への参加、関係性の形成、発達の保障まで連なる取り組みの過程を、支援することに他なりません。

2 主体性を尊重する支援の事例(名古屋市緑児童館)

ここで、主体性を尊重した支援の事例を紹介したいと思います。名古屋市の緑児童館は、指定管理者としてこどもNPOが運営している児童館です。ここでは、子どもの主体性を尊重して、次のような運営方針をとっています。

- ① 利用規則・ルールを作っていません。何か問題が起こったときには、その場で子どもたちが考えることを求めます。
- ② 月に1回子ども会議を開いて児童館の運営に参加します。たとえば、子どもたちから、携帯電話やゲーム機の充電をするためにコンセントを使いたいという意見が出されたことがあったそうです。名古屋市としてはコンセント使用を認めないという方針でした。そこで、子どもから自転車で発電して充電することを提案され、工業高校の生徒が充電装置を手作りして設置することになりました。
- ③ 年間2万円の子ども予算を確保して、子ども会議でその使い道を決めています。最近では、サンドバッグや、ボードゲームを購入しています。
- ④ 子どもが児童館の行事を企画することができます。子どもたちが企画書を書き、子ども会議で認められれば開催することができます。これまで、カードゲーム大会、DSゲーム大会、チョコバナナ作り、卵焼き作り、バンド練習、音楽フェスなどに取り組んでいます。失敗体験も大切なので、なるべく職員は助け船を出さないようにしているそうです。
- ⑤ 児童館通貨「Z」。児童館内でハローワークを常設し、仕事を紹介してもらって児童館通貨「Z」を稼ぐことができます。この「Z」で、子ども企画に必要な経費を用意します

子ども企画企画書

- 作成日：
作成者：
- (1)企画名
 - (2)企画するメンバーは？
 - (3)企画目的：どうしてやりたいの？
 - (4)開催希望日：いつ？何時にやる？
 - (5)参加できる対象者？誰が参加できる？？
 - (6)何が必要？：材料
 - (7)何が必要？：備品
 - (8)その他

3 主体性を尊重する支援の事例(こどものまち)

(1) 主体性を尊重する支援を考える「こどものまち」の実践

子ども・若者の主体性を尊重した支援のあり方を探究し、かつ支援者の養成を行うことができるフィールドワークとして、愛知教育大学の学生が参加する「こどものまち」の実践を紹介します。こどものまちは、1979年にミュンヘン市で取り組まれた「ミニ・ミュンヘン」に始まる、「すべてが子どもたちの遊びでつくられる模擬都市であり、ミニチュア版のまちのこと」とされています。

こどものまちの一般的なまちの仕組みは、次の図のようになっています。

- ① まちの市民になるための手続き(市民登録)を行う。参加費徴収、事前申し込み、年齢制限等の条件づけをすることもある。市民登録の前後にまちの仕組みやルールについて学ぶ研修を行うことが多く、ミニ・ミュンヘンのように一定時間こどものまちで働くことを要求することもある。
- ② ハローワーク(職業安定所)で、仕事を決定する。
- ③ 職場(店、公共機関等)で働く。働く時間に制限があるところもある。
- ④ 銀行で賃金が支払われる。多くの場合は、単位時間あたりの給料が支払われる。仕事内容や役割によって時給に差を設ける場合もある。税金を納めることになっているまちでは、給料から税金を支払う。
- ⑤ 給料を使って、遊んだり、食べたり、買い物をしたりする。
- ⑥ ②～⑤を繰り返す。

この基本的な活動の循環から、まちが形成され、そのまちを運営する活動も生まれます。まち全体を運営する機関として市長を置き、その選挙を行ったり、事業の企画・実施やルール・法律を策定するために議会を置いたりもします。まちのルール・法律を守るための警察や、市民の間の紛争解決のための裁判所を置くこともあります。



(2) 「こどものまち」における子どもたちの活動

このような活動の中で、一人ひとりの子どもの遊びは多様に展開しますが、大きく3つのステップに分けてとらえることができます。

● 第1ステップ；子どもにとって、働くことは、とっても楽しい。

幼児から中高生まで、働くこと自体が遊びです。ごっこ遊び的な見立てる遊びから、創造的な活動、生産的な活動、子ども同士で関わりあう活動など、さまざまに展開する労働そのものに遊びの要素が込められています。

さらに、一つの遊びだけで簡潔するのではなく、お金を貯めて気に入ったものを買いたい、店長をやってみよう、新しい店を作ってみたい、市長になってみたい、というように目標を持った遊びに発展します。市民である自分自身をマネジメントする遊びということもできます。

● 第2ステップ；働くことで、人と人がつながり、まちができる。

活動そのものが楽しいだけでなく、誰かのために作ってあげること、してあげること、感謝を表されること、喜ぶ姿を見ることを通して、労働の成果である生産物やサービスを介してつながり、職場の中での協働・協力を通してつながることを体験的に理解します。労働を通して、さまざまな出会いとふれあいとわかちあいが生まれ、関係性を形成する喜びとおもしろさを味わうことができます。

● 第3ステップ；「まち」に起こるいろいろな問題を解決して遊ぶ。

働くことによって、自然発生的に人と人がつながり、まちが形成されますが、さまざまな問題も起こってきます。失業問題、ルール違反、犯罪、けんかなど、それらの問題について、子どもたち自身が考え、改善や解決に導いていきます。日本におけるこどものまち実践の特徴は、準備段階から子どもが参加してこどものまちを作り、運営することにあると言われていたのですが、こどものまちをマネジメントする遊びは、他ではあまり経験することができないこどものまち実践の醍醐味です。

こうしたステップは、年齢段階、発達段階にも対応し、年齢が上がるほど、高次の遊びを楽しむことができます。こどものまちにおいて、多様な子どもたちが、それぞれに、また一緒に楽しめるのは、こうした発達段階・個性に応じた遊び方を内包しているからでしょう。特に、第3ステップは、中学生、高校生年齢の子どもが活躍できる遊びです。

(3) 「こどものまち」の構造的な特質

こどものまちは、多様な形態を持ちますが、子どもの権利を基盤とすること、子どもの遊びで構成されていること以外にも、既存の子どもの活動(お店屋さんごっこ、子どもまつり、ジャンボリーなど)には見られない構造的な特質を持っています。その特質の一つは、労働のあり方にあり、もう一つは貨幣経済にあります。いわば、近代社会以降の社会のなりたちの基本的な構造を遊びの世界に取り入れています。

① 賃労働～労働が子どもをつなぐ～

雇用と賃金は、こどもものまちの基本的な仕組みの一つです。子どもたちは、雇われて働くことによって、自由な市民としてまちの形成者になることができます。子どもたちは、お互いに知り合いであろうとなかろうと、仲良しであろうと気にくわない相手であろうと、働くことを通して、一緒に遊ぶことができます。賃労働が、子どもと子どもをつなぎ、まち(都市)を形成します。賃労働の構造が成立するために、こどもものまちは、いくつかのまち(都市)の機能で構成されています。

1) 雇用；ハローワーク（職業安定所）が雇用を保障する。

こどもものまちでは、まち全体で雇用保障をします。こどもものまちの一員(市民)であることが認められれば、誰もが働く権利を保障されるということが原則です。雇用者の恣意によって雇用が左右されたり、差別されたりすることがないように、ハローワーク(職業安定所)が求人票を管理し、雇用を決定します。市民は平等に雇用されることが第一の基本原則になっています。

2) 職場；店長が技能訓練と協業に責任を持つ。

こどもものまちは、一般的に、幅広い年齢層の子どもが参加します。性差もあり、障がいを持つ子どももいて、労働に関わる能力は多様です。そうした子どもたちが職場で働くためには、職場の組織に責任を持つ店長的役割を持つ子どもが重要です。仕事を教え、その子どもが働けるように役割分担をし、職場集団を形成します。

3) 賃金；銀行が賃金を保障する。

同一時間の労働には、同一賃金が支払われます。職場や仕事内容によって軽重の差をつける場合もありますが、同一の労働量に同一賃金が支払われるという枠組みは同じです。このことは、こどもものまちの理念として、いずれの仕事も労働の価値は平等であること、どの仕事もこどもものまちにとって価値ある仕事と考えていることを示しています。

これらの機能によって、市民の基本的な人権としての労働権が担保されています。労働は社会参加のための市民の権利であり、子ども同士の関係を形成し、市民生活の基盤を支えるものとなっています。

② 貨幣経済～貨幣が子どもをつなぐ～

賃労働を支え、自由な市民を成立させているものは、貨幣経済です。市民であれば、誰もが貨幣を自由に使えます。貨幣を支払い、消費することで、市民の雇用を拡大することができ、他の市民の労働の成果を享受することができます。

貨幣は、〈銀行→市民→店(職場)→銀行〉の順に環流します。すべての店はこどもものまちが経営しているので、売り上げがあれば、すべて銀行に集約されて、再び市民の賃金になります。この貨幣経済を支え、貨幣を管理する機能を持っているのは銀行です。市民の人口に応じて貨幣量を調節(貨幣の発行)したり、市民の経済活動が活性化するように賃金だけでなく、市民手当、失業手当などを供給したりすることも、銀行が行います。貨幣が子どもを自由にし、まちを活性化するのは、この仕組みです。

こどもものまち実践は、子どもにとっても、子どもと共に生きようとする大人にとっても、また、青年(ユース)にとっても、多様な可能性を持つ実践です。愛知教育大学が関わるこどもものまちの実践を通して共有されてきた、子ども、大人、青年の人格形成におけるこどもものまちの意義について紹介します。

(4) 子どもにとっての「こどもものまち」の意義

① 子どもの主体性

まず、第一に、子ども自身の主体的活動を引き出すことです。このまちでは、「自己決定」が大切にされます。自分で仕事を選び、自分で決めた時間だけ働いて、受け取った賃金で、自分の好きな物を買ったり、食べたり、遊んだりします。自分で決めて、まちに参加して、働き、楽しむ。ここに活動する楽しさ、自分で決める楽しさがあります。

② 子どもの共同性

第二に、他者のために働くということがあります。自分の楽しみのためだけに働くわけではありません。働くことで、誰かに喜ばれ、感謝される。それでまた働こうと思う。その関係性の中で働くということが、類似の「体験活動」と区別される点です。

また、お店の中での共同性も重要です。小さい子ども大きい子ども、障がいを持った子ども、お互いが協力しあってお互いの力を活かしあって働くことを学びます。

③ 子どもの社会性

第三に、「働く」こと(雇用)と、「お金」が人と人をつなげ、まちを作り出すことを体験的に学びます。雇用がなければ困ってしまうこと、お金を使う人がいなければ仕事が成立しないこと、そしてまちのマネジメント(行政)がないと、まちが成り立たないことを、いろんなトラブルを通して、またその解決に向けた取り組みの中で学びます

(5) 大人スタッフにとっての「こどものまち」の意義

① 子どもの姿の発見：新しい子ども観

「こどものまち」は、子どもが主体者、社会の担い手になるまちです。「こどものまち」の仕組みが、子どもの主体者としての意欲と力を引き出すのです。まず、大人は、こうした子どもの姿に驚きます。子どもの力の発見、新しい子ども観との出会いがあります。

② 子どもとのつきあい方、支援の仕方の実習

大人は、主体者としてふるまう子どもたちと、どのようにつきあえばいいのでしょうか。タテではなく、ヨコ関係。監督や命令するのではなく、子どもの力を引き出すように働きかけ、支援します。簡単そうですが、やってみるとけっこう難しいことがわかんと思います。大人と子どもとの関係は「指導と保護」が当たり前で、そうでない関係を作るとは日常生活の中でほとんど経験していないのではないのでしょうか。「こどものまち」は、関係づくりの練習場です。試行錯誤して、失敗しながら学んでいく場所です。

③ 大人自身の生き方のふりかえり

こうした子どもとの新しい関係性は、大人にとってさまざまに自分をふりかえるきっかけになります。日ごろから子どもと一緒にいる保護者や教師・保育士にとっては、自分と子どもとの関係を問うものになるでしょう。また、自分の子ども時代に思いを馳せたり、本物の社会では主体者・担い手であるはずの自分についても考えたりすることができると思います。

④ 大人のネットワーク作り

「こどものまち」は、子どもだけではできません。社会の支援、大人の支援があり、子どもと大人が共同でつくるまちです。そのためには、大人のネットワーク作りが必要です。子どもの姿に感動したり、子どもに働きかけて子どもの力を引き出したり、失敗したり、経験を学びあい、「こどものまち」実践の価値観を共有財産として確認する、そんな大人同士の関係を作り出すなかで、大人自身が育つのだと思います。

⑤ 「こどもにやさしいまちづくり」

「こどものまち」は、遊びのまちです。遊びながら、子どもたちは様々なことを学びます。でも、そこで確認された大切な価値は、本物の社会においても大切な価値であるはずで。子どもが主体者である「こどものまち」は、「こどもにやさしいまち」に一番近いまちです。「こどものまち」は、本物の社会がどうしたら「こどもにやさしいまち」になるかを指し示す羅針盤になるのではないのでしょうか。

(6) ユースの大人スタッフにとっての「こどものまち」の意義

子どもと大人の間のマージナルな存在である青年=ユースは、「こどものまち」にとって、大切な役割を持っています。青年にとってのこどものまちの意義は、基本的には、大人スタッフにとってのこどものまちの意義と変わりありません。しかし、子どもと大人の間にある存在であるということが、大人スタッフ一般に解消されない、独自の意義を生み出していると思います。

① 子どもとのかかわり：青年世代としての輝き

子どもから青年にかけて、学校社会の中では、同一年齢階層の中で生活することがほとんどで

す。日本の子ども・青年において、自己肯定感の低さが指摘されていますが、その一つの要因として、異世代の人間が、助け、助けられ、教え、教えられて、共同して生活する場を失っていることがあるのではないのでしょうか。同じ世代、同じ年齢の集団の中にいると、世代としての自分の価値に気づくことは難しいのかもしれませんが。

青年は、子どもとのかかわりを通して、自分にできることがたくさんあることに気がつきます。子どもは、青年を少し上の世代として、甘えたり、頼ったり、まねをしたり、教えてもらおうとしたり、一緒に活動を楽しもうとしたりします。それは、それより上の世代、子どもたちにとって親世代より上の世代にはできない世代としての特性であり、役割です。青年は、子どもと関わることを通して、世代として輝くのです。

② 大人との関わり：大人の知恵、社会参加のモデル、市民としての生き方モデル

青年は、大人の世界に一步踏み混んだ位置にいます。でも、仕事で一人前になること、結婚して子どもを産み育てること、社会の一員として責任をはたすことについては、なかなかイメージすることは困難です。大人になるためのイメージは、自分の周りの大人たちの姿を見ながら作るしかありません。青年は自分なりの大人イメージを作り、そういう大人になろうとします。

大人イメージの中でも、職場や家庭の中以外の、社会の中、地域の中の大人をイメージすることはより難しいことかもしれません。職場や家庭、あるいは学校以外で、大人とかかわりあうことのできる場は、きわめて限られているからです。こどものまちの実践には、社会・コミュニティにおいても責任を担おうとする市民としての生き方を選んでいる大人たちが集まっています。こどものまちは、青年とそうした大人とがかかわることができる貴重な場所です。

③ こどものまちの実践の意味づけ、ふりかえり

青年は、少し前の子どもであった自分と、少し先の、大人になる自分のはざまにいます。子どもの視点に立って、子どもにとってのこどものまちの意義を読み解き、大人の視点に立って、そういう子どもたちにどんな支援をしたらいいか考えます。子どもと、大人の、両方の視点を行き来する中で、子どもの気持ちを忘れない大人、子どもの期待に応える大人としての自分を育ててくれることを期待します。

4 集団・コミュニティ形成から「こどもにやさしいまち」へ

児童館のような施設や、こどものまちのような事業の中で、子ども・若者の主体性を尊重し、豊かなヨコの関係性でつながる支援ができる構造を作り込んでいくことは、子ども・若者が活動する環境を作り出すことでもあります。それは、施設や事業を発信源として、集団や社会の中に、子ども・若者を受けとめ尊重する文化を生み出していくこと、さらには地域社会や自治体を「こどもにやさしいまち」として再創造する取り組みにつながるのではないのでしょうか。

<参考文献>

- 大村 恵(2017)「社会教育における子ども・青年の人格形成支援の方法と支援者養成～こどものまち実践における大人の育ち～」『日本社会教育学会年報第56集 子ども・若者支援と社会教育』東洋館出版
- 子どものまちサミット企画委員会(2015)『なごや☆子どもCity2014報告書』名古屋市
- 安城市生涯学習課編(2016)『安城こどものまちドリームタウン5周年記念誌』安城こどものまち実行委員会発行
- 社木下勇・卯月盛夫・みえけんぞう編著(2010)『こどもがまちをつくる～「遊びの都市ーミニムンヘン」からのひろがり～』萌文社